

令和6年6月4日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省労働基準局賃金課

「配偶者手当の見直し、職務給の導入を始めとする民間企業の賃金制度見直し促進のための広報事業」の実施に当たっての周知広報活動への協力依頼について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

職務給については、三位一体労働市場改革分科会において、職務給・ジョブ型人事の導入の参考とするため、導入企業の事例を整理し、指針を策定しているところであり、周知広報に当たっては、当該指針だけではなく、個々の企業の参考となるよう、職務給を導入する手順例やメリット等をまとめるとともに、リーフレット等により丁寧に周知する必要があります。

また、年収の壁の一つとされている民間企業の収入要件のある配偶者手当については、企業において労使間の話し合いを経て自主的に設定されておりますが、税制、社会保障制度とともに、女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、個々の企業において見直しを行う場合の留意事項等の周知を行い、労使間での話し合いを進めるよう促してきたところであります。今後は、特に、中小企業や小規模企業が実際に見直しをできるよう、見直しのフローチャートを含むリーフレット等による周知を徹底する必要があります。

このため、厚生労働省では、賃金制度の見直しに関するセミナー（受託者：ランゲート株式会社）を6月末から順次、実施することとしました。また、本セミナーについては、オンライン形式での開催も予定しております。

貴団体におかれましては、本セミナーの趣旨を御理解の上、貴団体会員様等への周知について御協力を賜りますようお願い申し上げます。詳細につきましては、別添1及び別添2を御参照ください。

(担当)

厚生労働省労働基準局賃金課

政策係 金久保、亀谷

電話 03-5253-1111(内線 5414、5373)

03-3502-6757(直通)

ランゲート株式会社

セミナー事務局 浅山

電話 075-366-5900

メール haigu\_syokumu@mb.langate.co.jp